

生徒規範

1950 年生徒会制定・実施
2007 年 5 月 7 日改定

前 文

この規範は、本校生徒がよりよい学校生活をおくるために欠くことのできない義務を明示したものである。本校生徒は、正しい権利を主張するためにも、この規範を遵守しなければならない。

総 則

1. 本校生徒は、生徒会の一員として、本校の教育目標を達成するよう努力する。
2. 本校生徒は、学校内において、学問の研究及び発表の自由を互いに尊重する。

細 則

(服装)

3. 服装に関しては、生徒各自が注意して、他に見苦しい感じを与えないように気をつける。
4. 履き物に関しては、指定されたものを使用し、上履き下履きの区別を明らかにする。

(清掃)

5. 各 HR 自治会は、責任を持ってその担当する区域の清掃を確実に行う。
6. 各 HR 自治会は、責任を持って清掃用具を管理する。

(授業)

7. 生徒は授業に積極的に参加し、授業担当の先生と協力する。

(欠席、遅刻、早退、登下校)

8. 欠席または忌引きをしたときは、速やかに HR 担任の先生まで届け出る。
9. 遅刻をしたときは、授業担当の先生に届け出る。
10. 欠課・早退をする場合は、あらかじめ HR 担任の先生に届け出る。
11. 生徒は、定められた登下校の時刻を守らなければならない。

(クラブ活動)

12. 4 月に行われるクラブ登録の際、1 つ以上のクラブに加入することが望ましい。クラブに加入した者は、クラブでの活動を通じて、よりよい学校生活をおくれるよう努力する。

(掲示・出版及び放送)

13. 学校内における掲示・出版及び放送は、学校生活の向上や生徒相互の啓発に役立つものであることを要する。
14. 生徒は、校内の掲示が学校生活における重要な通達機関であることを自覚し、常に注意して見るようにする。
15. 掲示物は原則として掲示を行った者が責任を持って除去する。
16. 正当な手続きを経た掲示物を、無断で破損、除去したり、落書きをしてはならない。
17. 学校内における掲示・出版及び放送には下記に該当するものを含んではならない。
 - (イ) 掲示・出版及び放送の責任者が戸山生の資格を有していないもの。
 - (ロ) 事実に反するもの。
 - (ハ) 風紀を乱すおそれがあるもの。
 - (ニ) 特定の個人及び団体を誹謗中傷するもの。
18. 上記の事項に該当すると判断した場合は、監査委員会に届け出る。

(施設・用具)

19. 校内施設用具を使用する場合には、その取り扱いに注意し、破損、紛失、落書きなどをしないようにする。また、使用後は責任を持って後片付けをする。

20. 課外時に校舎の一部、教室、校庭、器具を使用する場合には、生徒部に申し出て定められた手続きを経なければならない。

(遺失物)

21. 遺失物、拾得物は、直ちに生徒部に届け出る。

(所持品)

22. 生徒証は常に保持する。

(署名運動、募金)

23. 学校内で生徒の署名を集めたり、金品を募ったり、物品を売買する場合は、学校長の許可を必要とする。

(暴力)

24. いかなる理由においても、暴力の行使をしてはならない。

附 則

本規約は2007年4月1日より実施する。